

附録第十二号及び第十三号中

<input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他()	
届出人	本籍 番地 筆頭者の氏名
住所	番地 号
署名	印 年 月 日生
<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居者 <input type="checkbox"/> 3. 家主 <input type="checkbox"/> 4. 地主 <input type="checkbox"/> 5. 管理人 <input type="checkbox"/> 6. 土地 届出人 住所 番地 号 本籍 番地 筆頭者の氏名 署名 印 年 月 日生	

届出人	夫 番地 印
署名押印	妻 印

に改める。

- 1 この規則は、一九六九年九月一日から施行する。
 2 この規則施行の際現に存する従前の様式による届書の用紙は、この規則施行後においても当分の間使用することができる。

規則第九十九号

船舶復原性規則の一部を改正する規則

第一条第二号中「総トン数五百トン」を「長さ二十四メートル」に改め「旅客船以外のもの」の下に「(国際航海に従事しない総トン数五百トン未満の船舶を除く。)」を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一 上甲板鋼船構造規則(一九六四年規則第百一十九号)第一条第一項又は第二項の上甲板(本船にあっては、船体の主要部を構成する甲板)をいう。

二 第十七条の二第一項を次のように改める。
 漁船の復原性は、横メタセンタ高さがすべての使用状態において次の算式で算定した値以上となるものでなければならぬ。

$$0.04B + \alpha \frac{B}{D} - \beta \text{ (メートル)}$$

この場合において

Bは、船体最広部におけるフレームの外面から外面までの船の幅(メートル)
 Dは、船の長さの中央におけるキールの上面から上甲板のビームのげん側における上面までの船の深さ(メートル)ただし Bより大なるときは Bとす。

αは、鋼船にあっては〇・五四、木船にあっては〇・二八

(3) 1969年8月12日(火曜日)

公 報

*B*は、次表に掲げる値

<i>F</i>	<i>D</i>	鋼	船	木	船
○・10		○・八八一		○・三一三	
○・11		○・九〇二		○・三三三	
○・11		○・九一五		○・三五三	
○・11		○・九四五		○・三七一	
○・14		○・九六四		○・三九一	
○・15		○・九八一		○・四〇八	
○・16		○・九九七		○・四二四	
○・17		一・〇一二		○・四三九	
○・18		一・〇一四		○・四五四	
○・19		一・〇三五		○・四六四	
○・19		一・〇四四		○・四七四	
○・110		一・〇五二		○・四八四	
○・111		一・〇五八		○・四九〇	
○・111		一・〇六三		○・四九六	
○・114		一・〇六八		○・五〇一	
○・115		一・〇七三		○・五〇六	
○・116		一・〇七六		○・五一一	
○・117		○・〇八〇		○・五一三	
○・118		○・〇八四		○・五一六	
○・119		○・〇八七		○・五一八	
○・119		○・〇九〇		○・五一一	
○・111		○・〇九二		○・五一三	

備考

1 *F*は、乾けん(メートル)。2 *D*は、船の長さの中央におけるキールの上面から上甲板のビームの
げん側における上面までの船の深さ(メートル)3 *F*がこの表に掲げるものの中間にあるときは、補間法により*D*を
算定する。第十七条の二第三項及び第十七条の三後段を削る。
別記様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、一九七三年八月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び次項の規定は、一九六九年八月十五日から施行する。

(経過規定)

2 一九六九年八月十五日以後に建造に着手した船舶以外の船舶(旅客船を除く。)で、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数五百トン未満のもの(総トン数百五十トン以上の国際航海に従事する船舶で、引き船、海難救助、しんせつ又は測量にのみ使用する船舶、水先船、漁業の取締りに従事する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶を除く。)については、改正後の第一条第二号の規定にかかわらず復原性試験を受けることを要しない。

告示

告示第三百六十七号

青少年保護育成法(一九六五年立法第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり有害興行として指定したので告示する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

1969年8月12日(火曜日)

公 告

第64号(4)

一 指定した興行の種類及び題名
映画

- (1) 女と女
(2) アニマル

一 指定年月日

一九六九年八月六日

一 指定した理由

映画の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

告示第三百六十八号

建設局長官里栄一は、本土旅行中のところ、一九六九年八月六日帰任したので、農林局長翁長林正の臨時に建設局長の職務を行なう者としての指定を解いた。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋 良 朝 苗

告示第三百六十九号

漁業調整規則第十一条第二項の規定により定めた定数漁業の許可申請期間の内容(一九六八年告示第三百二十九号)を次のように改正し、一九六九年八月一日から適用する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋 良 朝 苗

經 鈎 漁 業

毎年一月一日から一月三十一日
採貝採藻漁業 每年一月一日から一月三十一日ただし次の者が申請する場合
はこの限りでない。

一 漁業調整規則第二十二条による者が申請する場合
二 当該漁業に従事している漁船を譲受及び贈与等により取得した者が申請する場合
三 定数内において漁船を建造及び購入等した者が申請する場合
四 定数内において当該漁業以外の漁業に従事している漁船を当該漁業に転業しようとする者が申請する場合

通産局事項

郵政庁告示第三十八号

無線従事者資格試験および免許規則(一九六〇年規則第百二十五号)第十条の規定に基づいて定期(十月期)の各級アマチュア無線技士の資格試験を次のとおり施行する。

一九六九年八月十二日

郵政庁長 渡嘉敷 真球

一 試験の資格 第一級、第二級及び第三級アマチュア無線技士

二 申請書の一九六九年八月十四日から八月二十七日まで

受付月日 (八月二十七日までに郵政庁電波監理課に到着したものに限る。)

三 施行地 那覇、平良および石垣

四 試験日割

十月十三日(月)

午前九時三十分から 第一級アマチュア無線技士

無線工学

午後一時〇〇分から 第二級アマチュア無線技士

法規

午後一時〇〇分から 第二級アマチュア無線技士

規

十月十四日(火)

午前九時三十分から 第一級アマチュア無線技士

電気通信術

十月九日(木)

午前十時四十分から 第三級アマチュア無線技士

無線工学

午前九時三十分から 第三級アマチュア無線技士

国内法規

午後一時〇〇分から 第三級アマチュア無線技士

電気通信術

(注) 電気通信術については、右記の日以外の日に施行することがあるものとする。

五 申請手続

1 提出書類
(1) 無線従事者資格試験申請書

(5) 1969年8月12日(火曜日)

公 報

- (2) 写真一枚(申請前六ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を写した白紙にはらないで縦四十五ミリメートル、横三十五ミリメートル(ベスト半切判)のもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を記載したもの。
- (3) 受験票送付用封筒(表面に自己の住所氏名を記載し、返信用郵便切手をはつたもの。)

2 試験手数料

第一級アマチュア無線技士 一ドル

七十五セント

第二級アマチュア無線技士

五十セント

第三級アマチュア無線技士

三十セント

これらに相当する収入印紙(消印又は割印をしないこと)を申請書の所定欄にはつて納めること。

3 申請書の提出先

郵政庁電波監理課

4 申請上の注意

(1) 申請書に記載する希望受験地は必ず朱書きすること。

(2) 郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者資格試験申請書在中」と朱書きすること。

(3) 二以上の資格をあわせて申請してもさしつかえないが、一の資格の科目の試験時間内に他の資格の科目を同時に受験することは認められないこと。

(4) 同一資格について二通以上の申請書を提出することは認められないこと。

六 その他

1 試験場所等の詳細は、受験票で通知する。

2 受験地の変更は認めない。

3 試験(科目)の免除が行なわれる者に対しては、その旨通知する。

4 試験日時は都合により変更することがある。

建設局事項

建設局告示第五十三号
建設業法(一九五五年立法第二十三号)第十二条第一項の規定に基づき、建設業者の登録事項の一部を次のとおり変更した。

登録番号	登録年月日	商号又は名称	営業所所在地	代表者氏名	備考
(1) 二〇八〇	一九六九年六月二十七日	大謝名電水舎	宜野湾市大謝名五番地	吉田耕三	更新
"	"	下里建設	平良市字東仲三八五の一	下里朝光	"
"	"	嘉敷設備	那覇市宇寄宮九	嘉敷安勝	"
"	"	嘉敷設備	那覇市宇寄宮九	嘉敷安勝	"
"	"	正次組	糸満町字糸満二二二	金城正次	新規
"	"	正次組	那覇市松山町一ノ二四ノ一	那覇政道	更新
"	"	正次組	那覇市松山町一ノ二四ノ一	那覇政道	更新

一九六九年八月十二日 建設局長 宮里栄一
登録番号 一二三七号 登録年月日 一九六八年六月十四日
商号及び名称 黄金舎 旧営業所所在地 溝添村字仲西二八四番地
代表者氏名 上里恵昭

登録番号 七四四号 登録年月日 一九六九年一月二〇日
商号及び名称 有限会社 沖縄土建 営業所所在地 那覇市字国場五一三
代表者氏名 新垣盛光 新代表者氏名 新垣盛信

建設局告示第五十四号
建設業法(一九五五年立法第二十三号)第八条の規定に基づき、建設業者を左記のとおり登録した。

一九六九年八月十二日 建設局長 宮里栄一

"一四二五	"六月三日 昌一組 吴志川市字上江洲一 知念正一 新規	"一四二九	"伊波建設 石川市字伊波二ノ六 伊波盛吉
"一四二六	"琉建家具 浦添村字仲西二八一 新里前隆 "	"一四三〇	"大城組 石垣市石垣七〇 大城康信 "
"一〇六七	"六月十七日 武雄組 平良市字松原六〇 奥原武雄 更新	"一四三一	"安里組 北中城村字喜舎場一四六 安里正榮 "
"一〇七二	"六月十九日 島尻建設 城辺町字福里二四七 島尻秀雄 "	"一四三二	"(玉)建設 石垣市字新川五〇 玉城成一 "
"八三三	"七月十四日 清組 吴志川市字田根二六七 佐渡山安茂 "	"一四三三	"丸信組 下地町字川満八〇 下地玄信 "
"六三三	"七月十二日 佐渡山工務店 ヨザ市字仲宗根一五二 目取真清 "	"一四三五	"東洋設備工業 美里村字宮里四一 仲宗根義尚 "
"一〇七四	"六月十九日 松根組 宜野湾市字野瀬一七七九 松根義輝 "	"一四三六	"六月十六日 丸仁平良組 平良市字西仲二三〇 平良恵仁 "
"三九一	"六月二十八日 琉球園地株式会社 那霸市小禄一二八八 比嘉森正 "	"一四三七	"幸地設備 那霸市前島町二五六八 山田義幸 "
"一〇五二	"五月二十日 大城設備 那霸市吉波藏三九八 大城盛睦 "	"一四三八	"一〇五六
"四八七	"六月二十八日 大栄設備 那霸市吉波藏三三〇 大朝栄文 "	"一〇七〇	"五月三十日 稲嶺土木 那霸市字寄宮三〇一 稲嶺盛正 更新
"三七四	"九岩組 宜野湾市字野瀬一七二〇 岩越義一 "	"一四三九	"六月十九日 比嘉組 那霸市識名九八七 比嘉安青 "
"六八二	"六月二十六日 砂川組 平良市字西原二三六 砂川寛榮 "	"一四四〇	"六月二十一日 全琉塗裝工業所 浦添村字宮城二一六 久貝秀雄 新規
"一〇七六	"六月十九日 池原工務店 石川市字嘉手苅一四四 池原友光 "	"一四四一	"六月十六日 崎原建設 与那国町字与那国二〇三 崎原孫幸 "
"一五九	"五月二十四日 新城組 城辺町新城九五〇 新城進公 "	"一四四二	"一四四二
"四四四	"七月四日 大城組 南風原村字津嘉山三四二 大城弘造 "	"一四四三	"新垣組 吴志川市字安慶名一九二 新垣盛英 "
"三〇六	"五月三十一日 合資会社 那霸市若狭町二ノ五一ノ一 野里安盛 "	"一四四四	"一四四四
"三四三	"六月十二日 下崎電気工事社 平良市東仲七五狩俣栄吉 新規	"一四五五	"大竜設備 那霸市小禄四五六の一 大城源次郎 "
"一四三四	"六月十二日 有限会社 那霸市泉町三ノ三ノ七 島袋良信 "	"一四四九	"六〇九
"一四三七	"六月十二日 南建材 平良市東仲七五狩俣栄吉 新規	"一四五〇	"正晃電気商會 那霸市西本町五の一〇の二 新谷智都男 "
"一四二八	"六月十二日 九K重機 豊見城村字官保五二 金城勇新規	"一四五一	"六月十一日 玉城建設 読谷村字比嘉四〇〇 玉城尚治 更新
"一四二八	"屋良重機 読谷村字喜名二 二四の二 屋良朝栄 "	"一四五二	"六月一日 高宮工務店 ヨザ市字山里七〇五 高宮城実 "

警察局專項

警察局告示第四十六号

道路交通事故法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年八月十二日

警察局長 新垣淑重

記

一期日 一九六九年九月五日 午後二時
二場所 石垣市字大川一三の一 八重島

右垣市宇平得一九七の
法者住所既名

田盛寅选

大島正光

警察局告示第四十七

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年八月十二日

警察局長
新垣淑重

三

二場所 宮古平良市字西里一八四 宮古警察署

良部村字国仲七八
池間 謹
大辺町宇友利四〇八の二
友利直

警察局告示第四十八号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六九年八月十二日

警察局長 新垣淑重

私立大学委員会事項

第十八回(定例)私立大学委員会会議の招集について

私立学校法(一九六五年立法第百十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり第十八回(定例)私立大学委員会会議を招集する。

一九六九年八月十二日

私立大学委員会委員長 比嘉信光

一 期 日 一九六九年九月十一日 午後二時
 記
 二 場 所 那覇市西新町三の七九の一 警察本部交通部運転免許課
 三 被聴聞者住所氏名

コザ市字越來一八一

高江洲 武

佐敷村字兼久九三

奥間 茂

北中城村字仲順二三四

比嘉正明

那覇市字松川三二九

与那嶺岩三

宜野湾市字嘉数五五一

徳嶺哲雄

北谷村字吉原三五三

砂辺孝俊

今帰仁村字兼次三六

山城重功

浦添村字前田二六二

比嘉真一

本部町字崎本部二七九二

幸地義勝

那覇市首里石嶺町二の二五八

金城仙三

那覇市久茂地町二の七四

金城保

公 告

土地建物取引業者の営業保証金還付公告

一九六九年八月十二日

法務局長 岸本利男

左記の者は、一九六九年八月四日土地建物取引業を廃業し、同日土地建物取引業者の営業保証金の取りもどしの申請があつたから左記の者との取引に関し生じた債権を有する者は、本公告後六ヶ月以内にその債権額および債権発生の原因たる事実並びに住所氏名を記載した申請書二通を法務局長あて提出し還付の請求をして下さい。

なお、六ヶ月以内に還付の請求がない時は、左記の者の供託した営業保証金は取りもどされる。

名 称 大平鏡光産業合資会社
 代表者氏名 比嘉康助

(9) 1969年8月12日(火曜日)

公

報

代表者住所 美里村字松本二六
事務所所在地 浦添村字屋高祖三六九
取引主任者氏名 比嘉康助
登録年月日 一九六八年四月二十三日
登録番号 第二二一號
營業保証金の額 参百弗

土地建物取引業者の營業保証金還付公告

一九六九年八月十二日

法務局長 岸本利男

左記の者は、一九六九年八月七日土地建物取引業を廃業し、同日土地建物取引業者の營業保証金の取りもどしの申請があつたから左記の者との取引に関する債権を有する者は、本公告後六ヶ月以内にその債権額および債権発生の原因たる事実並びに住所氏名を記載した申請書二通を法務局長あて提出し還付の請求をして下さい。

なお、六ヶ月以内に還付の請求がない時は、左記の者の供託した營業保証金は取りもどされる。

名 称 永山産業
代表者氏名 永山盛久
代表者住所 那覇市字松尾二〇四
事務所所在地 那覇市字種川二〇
取引主任者氏名 永山盛久
登録年月日 一九六九年二月二十四日
登録番号 第二二二三号
營業保証金の額 参百弗

一 登録番号 生第一二二一號
二 肥料の名称 化成一二一一〇一六、五
琉球肥料株式会社
社長仲田睦男
三 保証成分
内水溶性窒素一二・〇%
内水溶性リん酸一〇・〇%
内水溶性カリウム一・〇%
加里全量八・五%

四 生産業者の氏名及び住所
豊見城村字根差部七一〇番地
琉球肥料株式会社
社長仲田睦男
一 登録番号 生第一二二一號
二 肥料の名称 化成一二一一〇一六、五
琉球肥料株式会社
社長仲田睦男
三 保証成分
内アソニニア性窒素六・二%
内水溶性リん酸一〇・〇%
内水溶性カリウム一・〇%
内水溶性カリウム一・〇%
加里全量六・五%

四 生産業者の氏名及び住所
豊見城村字根差部七一〇番地
琉球肥料株式会社
社長仲田睦男

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第十二条の規定により、次の肥料の登録が失効したので同法第十三条の規定により公告する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第九条の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので同法第十二条の規定により公告する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋良朝苗

1969年8月12日(火曜日)

卷之三

恩納村安富組土地改良組合理事長当山忠松から申請のあった換地計画については、土地改良法第四十八条第一項の規定に基づき一九六九年八月八日これを

(11) 1969年8月12日(火曜日)

報

認可したから、同条第六項の規定により公告する。

一九六九年八月十二日

行政主席 屋 良 朝 苗

石垣飛行場の滑走路表面処理工事(舗装)のため次の期間その使用を禁止する。

一九六九年八月十一日

行政主席 屋 良 朝 苗

期間 一九六九年九月六日 一五日間

暴風標識のあげおろしの廃止について

次の表の上欄に掲げる暴風信号施設は使用不能のため、下欄に定めた日から暴風標識のあげおろしを廃止する。

名 称	標識のあげおろしを廃止する日
石垣港機橋暴風信号施設	一九六九年七月二十一日
糸満町三天毛橋台暴風信号施設	一九六九年七月二十一日
与那国町久部良船揚場暴風信号施設	一九六九年七月二十一日
平良港暴風信号施設	一九六九年七月二十一日
具志頭村港川暴風信号施設	一九六九年七月二十一日

仲裁裁定第1号

裁 定

関係当事者

申請人 那覇市久茂地町1の10
沖縄全通信労働組合

執行委員長 龟 甲 康 吉

申請人 那覇市寄宮310番地
通商産業局郵政庁

局 長 砂 川 恵 勝

1969年7月3日つけ沖縄全通信労働組合から、同年7月4日つけ通商産業局郵政庁からそれぞれ仲裁申請のあった上記当事者間の「1969年7月1日以降の基本給引上げ」につき、本委員会は慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

- 通商産業局郵政庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員(現行管理職群級別給料表により給与を受けている職員を除く。)の現行基本給を1969年7月1日以降月額平均13ドル引上げること。
- その配分については、当事者間の協議によって定めること。

理 由

沖縄全通信労働組合は、單一組合の中で異った賃上げ額であつてはならないとの理由で琉球電信電話公社並みの11.9%の賃上げを主張した。これに対し通商産業局郵政庁は財政窮屈を理由に行政政府並みの平均10ドル以上の引上げは不可能だと主張した。

そこで、仲裁委員会は、郵政事業に勤務する職員の給与に関する特例法第3条に規定する給与の基本原則に従い、かつ、当事者双方の主張及び理由を充分考慮して、主文のとおり、賃上げ額を決定した。
即ち、先ず一般職の公務員の賃上げについてみると、1969年7月1日以降平均10ドル10セントの引上げになっている。
また、民間企業140社の従業員の平均賃上げ額は、ほぼ14ドル33セントになっている。

1969年8月12日(火曜日)

公報

ところで、琉球電信電話公社と本件使用者側も通商産業省の政策との損益が今まで大体において同額であること、また、過去、両事業職員の賃上げについても、ほぼ、同率、同額を日途として妥結して来たものであることは当委員会に提出された関係資料からも認められるのであるが、他面、本年度郵政事業特別会計下算をみると、郵政事業の財政事情は窮屈し、使用者側は、本年度においては、多額の借入れをしなければならなかつた実情にあること（この点に関し当事者双方ともこれを認めている）と、にも拘らず一般的な賃上げは、かかる場合においても、なされるべきであること（この点に関し当事者双方はこれを認容している）を考慮に入れ、本委員会は、前述した一般職公務員及び民間企業従事者の給与並びにこれまで労使間で行なわれて來た賃上げの経過と給与の実態を尊重し、その他諸般の事情を勘案して1969年7月1日以降の基本賃上げ額は平均13ドルにすることが適當であると認めて主文のとおり決定した。

なお、今後労使双方が誠意をもって企画化に最善の努力を払われるよう期待する。

一九六八年六月二十九日

卷之三

石壠而字石壠拾四番地

別紙表示の株券につき、申立人の申立によつて公示催告をしたところ、一九六九年八月五日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右株券を提出する者がなかつたので申立人の申立に基づいて右株券の無効を宣言する。

那覇簡易裁判所
裁判官 富山大吉

一九六九年六月一日

除權判狀

申文人 中村昌義

別紙表示の小切手につき、申立人の申立てによつて公示催告をしたところ、一九六九年八月五日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右小切手を提出する者がなかつたので申立人の申立てに基づいて右小切手の無効を宣言する。

小切手種類
小切手番号
○四〇六六五番
自己宛小切手
額面金額
昭和四三年七月二二日
那霸市字寄宮二九三番
中央相互銀行寄宮支店
人日地月年払
人
支
振
出
額
面
金
額
人

小切手の表示

卷之三

公報第64号

0208

振出人 中央相互銀行審査部
支店長 屋慶名政徳
最終名義人及所持人 山城武男

正誤

一九六九年八月二日付公報号外第六十六号登載の特別とん議与税法(立法第
九十号)中次のとおり誤り。

ページ	段	行	誤	正
26	上。	末尾から		
8	当該年度	当該前年度		

1969年8月12日(火曜日) 公

報(1961年1月6日第三種郵便物認可) 第64号(14)

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局涉外広報部文書課
大同印刷工業株式会社	

公報第64号

0210